

2016年6月27日

投信総合取引口座をお持ちのお客さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「定期積立プラン利用約款」等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2016年6月27日から定期積立プランの積立最低額を月々5,000円から1,000円（増額月は10,000円から2,000円）に引き下げる事及び平成28年度税制改正に基づく所要の改正に伴い、下記の通り、「定期積立プラン利用約款」、「非課税上場株式等管理に関する約款」及び「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の改定を行うこととなりましたので、お知らせ申し上げます。

なお、弊社直販ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更はございません。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 約款変更の内容及び理由

- (1) 定期積立プランの積立最低額を月々5,000円から1,000円（増額月は10,000円から2,000円）に引き下げるため、「定期積立プラン利用約款」についての規定を以下のとおり変更いたします（変更箇所下線表示）。

「定期積立プラン利用約款」第3条第4項

（お申込み）

お客さまは、一定額の積立金額（以下、「払込金」といい、「引落金額」という場合があります。）を指定して、お申込みを行っていただくものとします。なお、各「取扱銘柄」の「払込金」の額は、1,000円（ただし、増額月は2,000円）以上1,000円の整数倍の金額とします。

- (2) 平成28年度税制改正に基づく所要の改正に伴い、「非課税上場株式等管理に関する約款」及び「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の関係規定を改定（個人番号を告知済みの場合には、非課税口座及び未成年者口座の開設にあたり個人番号確認書類の再度の提出を不要とするもの等）いたします。

※上記のほか、弊社約款・規程において一部字句の修正等をしております。

2. 約款変更の効力発生日

2016年6月27日

3. 添付書類

- (1) 弊社約款・規程集（口座開設およびお取引にかかる重要事項）

<http://tyokuhan-net.smam-jp.com/documents/tyokuhan/home/read.pdf>

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント 投信直販お客さま窓口

0120-45-1104

(受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時)